

令和8年台風25号

浸水被害等で住宅が被災された方へ 次の手順で対応しましょう

お問い合わせ先 受付時間: 平日 9:00~16:30

印西市 市民相談コールセンター（市民活動推進課内）

発行日: 9月25日時点

随時更新予定

詳細は2次元コードから▶



0476-33-4431



土砂

土砂崩れへの対応

土砂崩れにより被害を受けた方へ

土砂崩れによる被害への支援について、現在準備を進めています。詳細が決まり次第、市ホームページ等でお知らせします。

お問い合わせ 道路建設課 0476-33-4686



住宅対応

住宅の応急修理

被災した住宅に住み続けたい方へ

屋根・外壁・床・窓・給排水設備など、日常生活に必要な部分の応急修理を実施します。申請には被害箇所・修理箇所が分かる修理前の写真が必要です。支援限度額は、半壊以上等が75万7千円以内、準半壊等が36万7千円以内です。工事契約前にご相談ください。

住宅に住み続けることが難しい方へ

住宅の被害により居住できない方を対象に、千葉県が民間賃貸住宅を借り上げ、応急的な住まいとして提供します。入居期間は最長2年間です。光熱水費や駐車場代などは入居者負担となります。

お問い合わせ 開発建築課 住宅係 0476-33-4657

令和8年台風25号に伴う災害で

お困りごとは ありませんか？

ボランティアを派遣します

ボランティアを
頼みたいけれど
どうしたらいいの？

家の中に
泥水が入ってしまい…

家屋の片づけ・清掃・家具等の
搬出補助などをお手伝いします。

令和8年台風25号により被災した世帯が対象です。

危険な作業や重機を使う作業などは
お手伝いできません。

お金を必要とする作業はお手伝いできません。

ご相談・お問い合わせ

社会福祉法人 印西市社会福祉協議会

0476-42-0336

(携帯電話: 080-7030-3227)

受付時間: 9:00~16:00 住所: 印西市木下南2-10-6



はじめに

① 被害状況の写真撮影 片付けや清掃の前に必ず撮影しましょう

自宅外観、浸水箇所、家財被害等を撮影

自宅外観、浸水箇所、家財被害等を撮影してください。
必要に応じて、保険会社等にも被害状況を連絡してください。



土砂

撤去前に、土砂の高さが分かる写真を撮影

土砂は、ごみと分けて置き、集積所には出さないでください。
撤去費用の補助、り災証明書の調査、保険の請求に役立ちます。



り災証明書の
発行手続き

② り災証明書・り災届出証明書

メールや郵送による申請は随時受け付けています。
「り災証明書」は、災害による住家の被害の程度を市長が証明する書類です。被災者生活再建支援金、住宅の応急修理、災害義援金の受け取り、税金等の減免、各種融資など、住まいや生活への公的支援を受ける際に必要となります。

お問い合わせ 課税課 税制係 0476-33-4443
印旛支所 市民サービス課 0476-98-1111
本埜支所 市民サービス課 0476-97-1111



片付け・清掃
消毒
ごみの処分

③ 片付け・清掃・消毒・ごみの処分

浸水した家屋等の衛生対策

浸水被害を受けた方へ消毒液の配布および噴霧器、送風機(要電源)を貸出します(消毒の手順は市ホームページに掲載しています)。

お問い合わせ 環境保全課 指導係 0476-33-4495

災害ごみを処分する

床上・床下浸水などで出た家庭の災害ごみは、市が戸別に収集します。クリーン推進課へ電話または、ちば電子申請サービスで申し込み、氏名・住所・電話番号・ごみの種類をお伝えください。日程を調整のうえ伺います。分別(可燃・不燃・粗大・家電)に、ご協力ください。

お問い合わせ クリーン推進課 0476-33-4504